

## ちょーぴーキャラクターイラスト使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、ちょーぴーキャラクターイラストの使用に関し必要な事項を定めることにより、これらの適正な使用及び積極的な活用を図り、もって銚子市の活性化の一層の促進を目指すことを目的とする。

### (図柄)

第2条 ちょーぴーキャラクターイラスト(以下「イラスト」という。)は、別図のとおりとする。

### (イラストに関する権利)

第3条 イラストに関する著作権は、銚子商工会議所青年部に帰属し、使用者がイラストを自己のものとして使用することはできない。

### (ロゴマーク等の使用者)

第4条 イラストは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1条の目的に賛同し、この規程に定める手続きを行うすべての者が使用することができる。

- (1) 銚子商工会議所青年部活動の趣旨に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、もしくは公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) その他会長がイラストなどの使用について、不適正と認めた場合

### (使用承認の申請)

### 第5条

- 1 イラストを使用する者は、ちょーぴーキャラクターイラスト使用承認申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添付して、会長に提出しその承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、ちょーぴーキャラクターイラスト使用承認をするものとする。

### (使用期間)

第6条 イラストの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年とする。ただし、使用期間満了後において、イラストを引き続き使用する場合は、改めて前条第1項に規定する使用の承認を受けなければならない。

### (使用料)

第7条 イラストの使用料は、基本的に無償とする。

### (完成品の提出)

第8条 第5条の規定によりイラストの使用承認を受けた者(以下「使用承認を受けた者」という。)は、使用の承認に係る物品などの完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出を持って代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条

- 1 イラストを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 定められた色、形等を正しく使用すること。
  - (2) デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 使用承認を受けた者は、前項各号の事項に加え、承認された内容に限り、イラストを使用できる。

(承認の取消し)

第10条

- 1 会長は、イラストの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、イラストの使用を禁止し、又は承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者は、イラストの使用禁止または承認の取消処分に直ちに従わなければならない。
- 2 協議会は、前項後段の場合において使用承認受けた者に損害が生じても、その責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条

- 1 使用者はイラストの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自からの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月から施行する。